

第2回分科会での意見について

資料1

※分科会内でお答えしたものについては省略しております

委員名	意見要旨	事務局の見解
鈴木副会長	多くの事業を市民に知らしめることは、自治体の広報という一番難しい問題だとは思うが、様々な方に知っていただく努力をこれからも続けてほしい。例えば、保育園を選ぶ時には、保育課に保育コンシェルジュがいて、保育園の情報を提供し、アドバイスをくれる。それと同様に、次期こども計画においても計画全体のコンシェルジュを要請することが可能であれば、そのコンシェルジュを通じて一般の広報とあわせて、より市民の皆さんに知ってもらえる機会になるのではないかなと思う。	御意見のとおり、市民の方々に掲載事業を含めた計画内容を知っていただくことは非常に重要ですので、広報誌や市ホームページをはじめ、SNS等を活用し、こどもを含め市民の方に分かりやすく情報を伝えられるよう、周知の工夫に努めたいと考えております。
今野委員	こども達自身が「子どもの権利条約」についてまだまだ知らないため、教育委員会において学校を通じて、こども達及びその保護者に周知していくことも大事だと思う。	御意見のとおり、「子どもの権利条約」については、まずはこども自身、またその保護者等の大人が知ることが重要だと考えております。このことについては、教育委員会において、こどもに対しては、社会科の授業の中の「人権教育」の一環で「子どもの権利」を学ぶ場が設けられており、また保護者や教職員といった大人については、人権について学ぶ研修会を定期的の実施しており、年度ごとにテーマは異なりますが、その中で「子どもの権利」を取り上げております。また、年内に開設予定の「こどもホームページ」においても、「こどもの権利」に関するページを掲載し、広く周知する予定としております。今後も、引き続き、教育委員会と連携の上、周知に努めたいと考えております。
松本委員	国から出たものをそのまま実施するとうまくいかないこともあるので、具体的に川越市としての見解を持って展開していく必要があるのではないかなと思う。	こども基本法において、市町村こども計画を策定するにあたっては、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案することとされております。一方で、御意見のとおり、国から出たものをそのまま実施するとうまくいかないこともありますので、本市の特性を踏まえた上で計画を策定していく必要があると考えております。
	次期こども計画には若者の観点も入ってくるが、川越市として、若者は何歳までとするのかを定めておく必要があるのではないかなと思う。	次期こども計画から新たに内包する「子ども・若者育成支援推進法」に基づき国が策定した「子供・若者育成支援推進大綱」において、若者は、「青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者」に加え、施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。」とあります。本市においても、この考え方を踏まえて、昨年度の調査を実施しており、次期こども計画の策定にあたっては基本的にはこの考え方を踏襲したいと考えております。
	医療的ケア児への支援が新たに追加されたことについて評価できると感じている。現場には様々なこどもがいるので、その現場を見て、現場と連携して対応していくことが必要だと思う。	昨年度、川越市地域自立支援協議会こども部会について、「医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の場」として位置づけたところがございます。当該部会を中心とし、現場との連携をはじめ、医療的ケア児等への支援に関する協議を進めてまいりたいと考えております。

第2回分科会での意見について

資料1

※分科会内でお答えしたものについては省略しております

委員名	意見要旨	事務局の見解
松本委員	ヤングケアラーについて、まずは市内の対象者の状況や人数を把握し、そこから必要な支援を定めていく必要があると思う。また、併せて、保護者へ気づきを与えるための周知啓発も必要だと思う。	法改正を受け、国から示された方針にも明記されていましており、実態を把握するための記名式の調査の実施に向けての検討を進めるとともに、こども本人及び保護者等への周知啓発を行う必要があると考えております。
	こどもの性教育について、こども自身が自分の体のことを知り、性被害に対してこども自身がやめると言える環境作りを行うためにも大切なものである。学校で重点的に教育として行えるような施策を入れても良いと感じた。	次期こども計画におきまして、新たな視点として「プレコンセプションケア」を取り入れる予定としております。また、教育振興基本計画においても「性教育の推進」について明記されておりますが、学校において性教育を学ぶ機会が設けられており、その中で「プライベートゾーン」についても周知し、こどもたちに当該ゾーンを他人に触らせてはいけない旨、説明しているところです。御意見のとおり、性教育はこどもにとって大切なことですので、引き続き、教育委員会と連携の上、進めていきたいと考えております。
小寺委員	「次期計画は、現行計画に上乘せする形で策定していく」とのことだったが、単に上乘せとしてプラスにするのみでは歪みや無理が生じてしまう可能性もあるのではないかなと思う。そのような事項こそ、分科会における審議事項として挙げていただきたい。	御意見のとおり、該当事項について分科会にて附議させていただきたいと考えております。
山本委員	5歳児健診が始まりますが、乳幼児健診の情報は保健センターが管理し、就学前健診の情報は小学校(教育委員会)が管理しており、両検診が線で結びついていないことを知った。また、児童を預かる幼稚園や保育園等に乳幼児健診の結果が共有されておらず、支援や配慮が必要であっても保護者から申告されない限りは対応できていない現状がある。今回の5歳児健診も保健センターが情報を管理すると聞いているが、この情報を利用している施設や進学先の小学校等に共有されないと、何のための健診なのかと思う。	乳幼児健診の結果については機微な個人情報となりますので、当該結果の幼稚園等への共有にあたりましては、保護者の了承を得る必要がある等、段階を経る必要があると考えております。また、現時点におきましても、保護者の了承が得られた場合については、必要な範囲内での情報共有に努めているところです。 なお、令和6年10月に開始予定の5歳児健診では、専門相談の1つとして教育委員会の就学相談も予定されておりますので、円滑な就学につながるよう、切れ目のない支援に努めてまいりたいと考えております

第2回分科会での意見について

資料1

※分科会内でお答えしたものについては省略しております

委員名	意見要旨	事務局の見解
山本委員	家庭の問題(ヤングケアラーや家庭内暴力、ネグレクト等)の情報について、どこ(誰)が把握し、情報を管理しているのかが見えない。また、その情報を該当のこどもに関連する施設等(小学校や幼稚園、保育園等)にどのように共有され、連携してこどもを支援していくのか。これも横の繋がり、多職種による連携が必要不可欠と思われる。特に、義務教育期間中である小学1年生から中学3年生まで9年間においては、学校教育機関が最も多くのこどもを預かる施設であり、担任や管理職等が、どのようにこどもの発達状況や家庭環境を把握し、支援にあたっては福祉機関等と連携しているのか。全てのこどもと表記している以上、教育委員会やこども家庭センター等が所管としてしっかりと窓口を設けて対応していく必要があると思う。	家庭における問題については、その度合いや緊急性によって発見した保育園や学校等から本市のこども家庭課や川越児童相談所等に連絡いただくこととなっております。御意見のとおり、こどもを支援するにあたっては、実際にこどもを預かる各施設との連携が不可欠だと考えておりますので、引き続き、こども家庭センターを中心として、関係機関との適切な連携を図ってまいりたいと考えております。
	共働き家庭が増加した現代において、PTA・育成会等が各家庭を圧迫し、子育て世代が疲弊している状況にある。各組織について、誰のため・何のための組織なのか目的が見失われているように思われる。共働き家庭が増加している現状を踏まえて、各組織の本来あるべき役割の再認識と、簡略化・簡素化・統廃合をしていく必要があると思う。一方で、外部による委託ではこどもの安全を懸念し、預けることをためらう保護者もいると思われるため、顔馴染みのご近所さんなど地域の連携によるサポートも不可欠と思う。そのため、このように地域と学校、幼稚園、保育園等の連携も必要と思う。	共働き世帯の増加、核家族化や少子化など、社会環境の変化により、PTAや育成会等の活動を担う保護者の負担が課題になっていることは認識しているところです。同時にPTAや育成会は学校・家庭・地域が協力して、こども達の健全育成を図ることを目的として活動する、非常に重要な組織であると考えます。PTAや育成会については、任意の団体であることから、その運営等について行政が指導する立場にはございませんが、今後とも、組織が抱える課題等の相談に応じると共に、保護者の負担軽減に努めつつ、こども達の健全育成という目的を果たせるよう活動の支援をしていきたいと存じます。